

令和3年（行ウ）第7号 町議会議員懲罰処分取消等請求事件

原告 土屋由希子

被告 湯河原町

横浜地方裁判所第1民事部合議B係 御中

2021年12月20日

原告訴訟代理人

弁護士 大 川 隆 司

外7名



証 拠 申 出 書

1 原告本人 土 屋 由希子（主尋問50分）（同行）

2 立証趣旨

（1）第一次懲罰処分及び第二次懲罰処分に理由がないこと

（2）湯河原町による湯河原町議会への滞納者リストの提供が地方自治法98条
1項の検査権によるものではないこと

（3）『議会ゆがわら』116号への本件記事掲載が違法であること

（4）『議会ゆがわら』116号への本件記事掲載によって被った原告の損害

3 尋問事項 別紙尋問事項書のとおり

以上

尋 問 事 項（原告本人）

- 1 原告が湯河原町議会議員に立候補し、当選するに至った経緯
- 2 原告が新人議員として感じた湯河原町議会の問題点
- 3 町税等徴収対策強化特別委員会における滞納者リストの配布状況
- 4 令和２年７月２０日の町税等徴収対策強化特別委員会において滞納者リストが配布されるにあたって湯河原町議会がとった手続
- 5 令和２年９月定例会における令和２年９月７日の原告の一般質問の経緯
- 6 原告が湯河原町議会議長からの発言撤回(削除)要求に応じた理由
- 7 原告が令和２年９月８日にＳＮＳ発信をした理由
- 8 原告に対する陳謝の懲罰の経緯
- 9 原告が陳謝文の朗読をしなかった理由
- 10 原告に対する出席停止１日の懲罰の経緯
- 11 本件懲罰によって原告が受けた不利益の内容
- 12 『議会ゆがわら』116号への本件記事掲載に対する町民等の反応
- 13 『議会ゆがわら』116号への本件記事掲載によって原告が受けた精神的苦痛
- 14 滞納者リスト配布問題についての町民等の反応
- 15 原告が滞納者リスト配布問題を提起した後の湯河原町議会の対応
- 16 その他、本件に関する一切の件。

以上